

菅野大志町長の間責に関する決議

令和7年4月25日に、西川町議会に設置されたハラスメント疑惑調査特別委員会の報告書によれば、菅野大志町長の町職員に対するハラスメントに該当する案件が7件認定された。

また、町民や議会議員の名誉棄損、違法行為、類似行為等が6件あり、途中退職した職員の数名は、菅野大志町長の言動でうつを発症し心療内科などへの通院を余儀なくされた。職員へのアンケートによれば、職場環境を改善してほしいという要望が多くみられた。これらの意見はなんびとも尊重しなければならない。

これらを踏まえ、菅野大志町長の責任は重大であり猛省を促すとともに、辞職に相当する行為であるといえる。先日、本会議で菅野大志町長は1期目の退職金辞退を表明したが、今後の責任の取り方を菅野大志町長自身がよく考え、町民が納得できるよう説明して頂きたい。

町長と議会議員はともに住民の直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、対等の立場と地位にある。また議会は執行機関の行財政の運営等が適法・適正に行われているかどうかを、住民の立場に立って監視することが重要である。

本議会は、今後の町政運営において同様の問題が繰り返されることのないよう強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月13日

西川町議会